



令和6年5月28日

独立行政法人日本学術振興会

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」の 令和6（2024）年度公募開始について

独立行政法人日本学術振興会（理事長 杉野 剛）は、令和4年度一般会計補正予算（第2号）による地域中核研究大学等強化促進基金助成金「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」について、令和6（2024）年5月28日より公募を開始しましたのでお知らせいたします。

1. 事業の目的

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS※）」は、日本全体の研究力を向上させ、新たな価値創造を促進していくために、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と並行して行う事業です。地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学が、その強みや特色のある研究力を核とした戦略的経営の下、他大学との連携等を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る環境整備を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目的としています。

※J-PEAKSは事業の英語名称「Program for Forming Japan's Peak Research Universities」の略称

2. 支援対象

国公立大学。なお、提案大学としての本事業への申請は1大学当たり1件とし、他機関とともに申請する場合には、以下の①提案大学に、②連携機関を加えるものとします。

① 提案大学

強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を有する国公立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学

② 連携機関

- ・ 連携大学：大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む。）
- ・ 参画機関：本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等

3. 支援経費

提案大学が策定した研究力の向上戦略の実現に必要な経費（1件当たり最大55億円程度）

4. 事業期間

5年間

5. 採択件数

事業全体で最終的に最大25件程度（令和5（2023）年度に12件採択済）

6. 審査

- ・ 日本学術振興会に設置する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」（別添）にて行います。
- ・ 原則、書面審査（一次審査）及びヒアリング審査（二次審査）により実施します。
- ・ ヒアリング審査において、必要に応じてサイトビジットによる意見交換等を行う場合があります。

7. 採択までのスケジュール（予定）

令和6（2024）年

5月28日（火）

公募開始

6月28日（金）正午

「申請意思表明書」提出期限

7月29日（月）正午

申請書類提出期限

8月上旬

審査開始

令和7（2025）年

1月下旬

採択大学決定（予定）

※審査の状況等により変更する場合があります。

8. 公募の詳細

公募の詳細については、下記ウェブページを参照してください。

URL <https://www.jsps.go.jp/j-chukaku/>

（別添）地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会 委員名簿



(お問い合わせ)

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 大学経営支援課長 菅原 孝介
大学経営支援課長代理 各務 健司

電 話 : 03-3263-1877 (直通)

E-mail : jsps-chukaku * jsps.go.jp

(注) メールを送る際は「*」を「@」に置き換えてください。

令和6年4月現在

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会
委員名簿

上 山 隆 大	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
○ 坂 田 一 郎	東京大学大学院工学系研究科 教授、東京大学地域 未来社会連携研究機構 機構長
佐 藤 康 博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧 問
高 橋 真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント 研究科 教授、一般社団法人R A協議会 副会長
西 村 訓 弘	三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教 授
長谷川 眞理子	独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長
波多野 睦 子	東京工業大学工学院 教授
福 田 秀 樹	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 顧問
福 田 裕 穂	公立大学法人秋田県立大学 理事長・学長
福 原 紀 彦	日本私立学校振興・共済事業団 理事長
◎ 山 崎 光 悦	福島国際研究教育機構 理事長

◎：委員長、○：副委員長

(50音順・敬称略)

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会規程

令和5年3月31日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、地域中核研究大学等強化促進基金補助金交付要綱（令和5年3月15日文部科学大臣決定）第7条第七号の規定に基づき、地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下「事業」という。）の審査、評価及び進捗管理等に関する事項
- 二 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、有識者・学識経験者等から、理事長が任命する。

2 委員会は、必要に応じて調査審議のため、部会等を置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、原則1年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(利害関係者の排除)

第5条 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、当該大学等の審査、評価及び進捗管理等に参画することが出来ないものとする。

- 一 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- 二 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- 三 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- 四 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- 五 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- 六 その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(守秘義務等)

第6条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。

二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。

三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員が第1項又は第2項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急その他やむを得ない事情と委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。

5 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の有識者・学識経験者等に意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。